

## 魏志倭人伝にみえる檄―文献と漢簡からの考察―

門 田 誠 一

## 〔抄 録〕

魏志倭人伝にみえる檄について、中国史料・文献にみえる用例と出土文字資料である簡牘に現れた檄を参照し、それらの機能と目的から、上位下達の文書として、軍事・政治的な伝達を行うものであって、少なからず目睹による視覚的な効果があることを示した。これによって魏が倭国に対して檄を発すること

は、背景にある魏の権威を可視的に示すことによる軍政的な強制力や抑止力を期待したのであり、檄には魏の軍事的、政治的な意図が存することを論じた。

キーワード 魏志倭人伝 檄 簡牘 三国時代 出土文字資料

## 序 言

魏志倭人伝にみえる倭国や邪馬台国に関する記事のなかでも、とくに政治的、軍事的な緊迫状況を伝えるのが狗奴国との抗争を記した部分である。そのうち魏と倭女王および倭国との関係を記した箇所は文化や習俗の記事とは異なり、魏の政治・軍事的な方策を示しており、魏と倭国の関係が凝縮されている。それを端的に示す内容としては塞曹史張政等によって難升米に拝仮した詔書・黃幢や邪馬台国を告諭するために発せられた檄があり、これによって魏から倭国に政治・軍事

的な伝達が行われた。このような重要な語句であるにもかかわらず、邪馬台国の位置比定や魏から下賜された銅鏡百枚の鏡種などに比して、檄についての検討は十分になされてきたとはいえない。

檄に関しては、『三国志』の編纂と時期的に近く、曹操の悪を綴った陳琳の「為袁紹檄豫州」（討曹操檄と通称される）の印象が強く、魏から倭女王に送った檄も同じ類型の文体であったことを前提とする方向性がみうけられた。いっぽうでは居延漢簡などの実際の簡に檄の語が用いられていることがわかり、これに対する研究とともに史書等にみえる檄の検討もなされている。

史書・文献において檄は頻出の語であるが、本論ではとくに三国時代の檄を中心に、これを考察した近年の東洋史学および関連する簡牘の研究成果を参照しつつ、魏志倭人伝にみえる檄についての同時代的な意味と史的背景を検討する。魏志倭人伝の檄に関する言及は、このような近年の檄に関する研究を踏まえていない点<sup>1</sup>が大きな課題であり、本論では初步的ではあるが、これらを整理し、魏志倭人伝の研究に資することを期したい。

## 一 魏志倭人伝にみえる檄とこれまでの見解

魏志倭人伝には魏と倭との交渉記事があり、その中でも魏が倭国にもたらした檄は双方の軍政的関係を具体的に示すものであり、以下のようにみえている。

正始六年、魏の皇帝が詔して倭の難升米に黄幢を賜い、郡に付して仮授せしむ。（正始）八年、太守王頎官に到る。倭の女王卑弥呼と狗奴国の男王卑弥弓呼と素より和せず。倭の載斯烏越等を遣わして郡に詣り、相攻撃する状を説く。塞曹掾史・張政等を遣わし、因って詔書・黄幢をもたらし、難升米に拝仮せしめ、檄を<sup>2</sup>為りて、これを告諭す<sup>1</sup>。

檄に着目してこの記載を検討してみると、正始六年（二四五）に倭の難升米に黄幢を賜わり、帯方郡を介して仮授したのであり、その二年後（二四七）に太守王頎が郡守になって帯方郡に着任した。倭の女王卑弥呼と狗奴国の男王卑弥弓呼とが抗争をしており、倭の載斯烏越

等が帯方郡に来て、その様子を説明した。魏は塞曹掾史・張政等を遣わし、詔書・黄幢をもたらして、難升米に拝仮し、檄をつくって倭女王を告諭した、とある。ここにみえる檄については以下でふれるように、これまでは概して、倭国に対する魏の軍事的権威と督戦を命じたものとみられている。

これを含め、魏志倭人伝にみえる檄に関しては、先学による言及があり、本論での考察の前提として、その主なものを摘要しておきたい。

栗原朋信氏は黄幢についての詳細な検討のなかで、漢代から魏代にかけては幢の仮授が軍事・外交の面で重要な意義をもっていたのであり、正始七年に朝鮮半島南部の韓族の蹶起があり、翌年には邪馬台国と狗奴国との抗争があったことを勘案して、当初の目的は魏と邪馬台国の南北から韓族の征伐を企図したのであり、その後、邪馬台国と狗奴国の紛争解決のために詔と檄とともに黄幢をもたらしたと考えた<sup>2</sup>。

檄の語義については、読みは「けき」が正しく、本来は「めしぶみ」「ふれ」「文書」などの意味であったが、ふれぶみを意味する「檄書」の語が、多く軍兵をつくる時の廻状をさしたために「檄」の語として軍書を発することを意味する動詞に用いられたようになったとする説明がある<sup>3</sup>。しかしながら、この解釈は根拠や典故が明<sup>3</sup>示されておらず、檄が軍書を発することを意味する動詞という説明も文体としての檄文などとの混淆による誤解があると思われる。

佐伯有清氏は檄が木簡に書かれた触れ文、諭し文、廻状などの文書であるとし、魏志倭人伝では軍事に関わる木簡文書として用いられているとみる。その根拠として『漢書』高帝紀下にみえる高祖十年九月

状の「羽檄を以て天下の兵を徴す」という文章について、顔師古注に檄は木簡であり、長さは尺二寸で、徴召に用い、急の際には鳥の羽を挿し、速疾を示した、とあることや『後漢書』光武帝紀第一上の更始二年正月上に「王朗、檄を移りて、光武の十万户を購わんとす」とある檄について、李賢注の説文に曰くとして、檄は木簡で書としたもので、長さは二尺で、これを檄といい、徴召に用いる、という説明を引いている。また、檄をともなう告諭の古い用例として、『史記』司馬相如伝に「因りて巴蜀の民に上意に非ざる以を諭告す、檄に曰く」(諭巴蜀檄、全文は『文選』)とあることをあげている。また、居延漢簡の檄のなかから地方官吏が告諭した内容を例としてあげ、その文章を参照して、正始八年(二四七)に難升米が告諭された檄の文章には「帯方太守の王頎、敢えて率善中郎將の難米升に告ぐ」と書き起こされていたと推定し、難米升が匈奴国との戦闘に際する軍事指揮官であったとみる。<sup>(4)</sup>

孟古托力氏は黄幢が黄色の旌旗であり、戦時に使用するもので、魏と日本との友好関係の継続に貢献することを奨励する意味をもつとし、これと同時に魏の使者である張政がもたらした檄は邪馬台国と新女王である壹与に対する支持を意味するとした。<sup>(5)</sup>

「檄」がこのような属性をもつとすれば、これまで論じられているように魏は倭国に対して軍事的、政治的な権威を与えたとどまらず、紛争に際して具体的かつ実質的な機能が期待されたのである。この点も踏まえて、「檄」と関連する黄幢仮授の問題は、研究史の整理でもふれたように、ここに倭国やそこで行われた乱の平定に対する魏王朝

の軍事的、政治的姿勢が現れていると考えられている。<sup>(6)</sup>

檄の文書としての形態や機能に関する研究は簡牘の檄のふれた項で詳説することとし、魏志倭人伝の檄を考察する上で一般的な檄の研究をあげておく。語義としての檄の一般的な意味として、たとえば『漢語大字典』では古代の政府・役所が召集・徴集あるいは曉諭あるいは罪などの糾弾に用いた文書を指すとしている。<sup>(7)</sup>

檄の一般的な意味としては『説文解字』や『広雅』などの字典や類書の記載と『漢書』申屠嘉伝に「為檄召通」すなわち檄によって召されたとみえることなどから、長さ二尺の木簡に記された兵を召集するための命令であるとされている。<sup>(8)</sup> このような檄の出現は『史記』張儀伝の記載などから戦国時代とされ、漢代には定着し、『三国志』にみえる事例から三国時代には実効的な効力をもつことになったとされる。<sup>(9)</sup>

檄の機能と用法による分類としては、たとえば宋雪玲氏は漢代の檄に関して、召集または徴集・司法文書・軍事文書に大別している。このうち司法文書に関しては漢代の官府が罪を伝え、罪人の処罰を伝える文書とする。<sup>(10)</sup>

また、楊榕氏は『文心雕龍』にみえる檄文の文体の特徴として、罪などの糾弾、臣民の曉諭・木簡に書いて短く要を得る・呼びかけと扇動・公開と伝達などをあげている。ただし、これらは『文心雕龍』に説かれた檄に対する論述である。<sup>(11)</sup>

三国時代の軍事的文書に関しては次項でふれるように類型的な検討も行われており、そのなかでも端的な見解として檄は敵と味方を明確にし、敵を討伐する目的を示す文書であるとする見方がある。<sup>(12)</sup>

ただし、倭の難升米に拝仮された檄は、魏の陳琳の「為袁紹檄豫州」に代表される相手の罪惡などを挙げ、おのれの信義を述べて衆人に告げるための文体である檄文とは異なる。文学や言語学の側からは、このような文体としての檄文の研究もおこなわれている<sup>14</sup>。

考古資料としては居延漢簡に代表される西域の辺境の軍事施設などから出土した簡牘に檄の語があり、これらに対する検討も行われており、実際の軍事文書としての命令を伝える檄の実態が知られている<sup>15</sup>。

以上のように文書・簡牘としての檄に関しては文章の形式および文体としての研究と文書としての機能的考察があり、本論はこれらに関する現状の歴史的・考古学的知見と研究水準において魏志倭人伝にみえる檄を再吟味することを目的とする。

## 二 史書・文献にみえる檄

檄については、主として中国においていくつかの専論が出されており、一方では前項でみたような檄の文体を扱う文学的研究がある。他方では史料等に見える檄の歴史的特質を明らかにしようとする研究がある。

本論ではとくに檄の史的特質を明らかにした研究を参照しつつ、以下に『三国志』を主体として、これと関連した史書・文献にみえる檄について基礎的な類別を行い、機能と属性について具体的に検討することによって、魏志倭人伝の檄について『三国志』における用法・用例のなかで相対的に位置づけたい。

それに先立って檄そのものの説明をあげると、『釈名』には「檄は激なり。下官檄を以って上を迎える所の書文なり」とあり、檄は激しいの意であり、部下が上官を激しく歓迎する文書であると説明されている<sup>16</sup>。研究史の項でふれた『漢書』高帝紀下・高祖一〇年（紀元前一九七）九月条の「吾羽檄を以って天下の兵を徴す<sup>17</sup>」に対する顔師古注に「檄は木簡を以て書を為る。長さは尺二寸にして、徴召に持ちうるなり。其急事有らば、則ち加うるに鳥の羽を以てし、これを挿み、速疾を示すなり」とある<sup>18</sup>。また、『後漢書』光武帝紀第一上の更始（二四）二年正月上に「王朗、檄を移りて、光武の十万戸を購わんとす」とある檄について、李賢注に「木簡をもつて書とし、長さ尺二寸、用うるに号召をもつてす。もし、急あらばすなわち鳩羽を挿してこれを遣る。ゆえにこれを羽檄という<sup>19</sup>」とあり、この記述では漢代の檄が長さ一尺二寸（約二八センチメートル）の木簡となる<sup>20</sup>。この記述では檄は本来木簡であり、火急に際して鳩羽を挿して遣わすために、これを羽檄としたことが知られる。

先行研究によると檄は属性によって、たとえば次のような文類がなされている。一つは臣下や軍隊の召集・徴集であり、召書とされる檄である。二つめは召書としての檄のなかでも救急性のあるもので羽檄と呼ばれる。その三としてはいわゆる檄文であり、相手の悪を暴き、自らの徳を説くものであり、文体の一種で史上に名高い後漢末の陳琳の「為袁紹檄豫州」などがこれにあたる<sup>21</sup>。ただし、最後の類型については、さきにあげた司馬相如の「喻巴蜀檄」などのようにに人士に対する諭告の内容をもつ檄があることから、必ずしも適当とはいえない。

文書としての長文の檄については文体の研究を中心として、檄とはなんらかの意味（威嚇・扇動・激励など）で人を激発させる性格をもった「ふみ」であり、そのため通常より長い簡牘を用いたのであり、檄の対象が味方であれば「めしぶみ」（召集令）となり、味方でなかったり、あいまいな立場であれば「ふれぶみ」（自分の主張を述べて衆人に告げる文書。戦争に関係することが多い）、「さとしぶみ」（本来は説論の文書だが、実際は軍事力を背景にもった威嚇文書）になったとする。そして、平時になり檄の性格が薄らいだ時はたんなる書簡や登用通知書として使用されたと解する。<sup>(23)</sup>

いっぽうでは檄を時期的に区分し、発展段階的に理解しようとする見方があり、たとえば『文心雕龍』の説を引いて、檄の起源は春秋戦国時代とし、檄の形成として本論でも引いた『史記』張儀列伝を檄の語の始原とし、その背景として戦国時代からの檄文体としての公文の独立した文体があったとする。檄の成熟期として漢代をあげ、単独で用いられた軍事文書であり、その内容は軍事命令や重要事項の通報であり、漢代の機密文書の種類とする。魏晋南北朝期には前代までの檄の系譜を引きつつ複雑化し、数量の面からも増加するとし、檄の繁栄期と位置づける。隋唐代にも檄は継続して用いられるが、宋代になると衰退するとされる。<sup>(24)</sup> 檄に関する以上のような見解は考察でもふれるように文書の種類と文体としての檄を区分することなく、一括して論じている点が問題となる。

このような見解を受けて、檄の機能と属性を参照していくが、まず『三国志』の本文では檄および羽檄などの檄を含む語は一八の記事に及

<sup>(25)</sup> ぶ（表1参照）。

これらに対する検討も含め、先行研究による類型を参考としながら理解するために史書・文献の用例を参照しつつ檄の具体的機能を示す。まず、臣下や軍隊の応召・召集などのために発せられ、召書とされる檄については類例が多いが、臣下の召集の典型例として、『漢書』申屠嘉伝には前漢の文帝代の丞相であった申屠嘉が朝廷から退出して丞相府の席につくと、檄をつくって、帝に対する不敬を責めるために鄧通を丞相府によびつけたが、鄧通は来なかったもので、彼を斬罪にしようとした、という記事をあげておこう。<sup>(26)</sup> この後、鄧通は文帝の寵臣であったがために、帝のとりなしによつて罪を免れることになるが、この場合「為檄」すなわち「檄を為りて」の語が用いられており、これは魏志倭人伝の難升米に檄を与えた記述と同様の表現であることが注意される。

同様の表現としては『史記』酷吏列伝の王温舒の記述に「檄を為りて県に告ぐ。趣に食を具えよ」とある。すなわち、王温舒らの方法にならつて悪人を利用し、群守らが治めようとしたが、そのために各地の郡県で盗賊が横行し、盗賊が檄を県に伝えて食料を提供させた、という文脈で檄の語が用いられている。<sup>(27)</sup> この場合、実際に檄を発したのが盗賊であったにも関わらず、本来は地方官府が発するものであるがゆえに檄に実際の効力が生じた例となる。

既述のような人を召喚する場合に用いる檄の例を『三国志』から拾遺すると以下のような例がある。関羽は荊州の要地・南郡の本拠地である江陵を離れ、魏の樊城に攻撃を仕掛けたが、それに際して呂蒙を

表1 三国志における激の用例

	激の用例	出典	目的・機能
①	而節藏同等、因令督郵以軍興詭責縣、縣掾史窮困、乞代同行。芝乃馳檄濟南、具陳節罪。	魏書司馬芝伝	軍政的伝達(罪の陳情)
②	昭至郡、偽作紹檄告郡云得賊羅候安平張吉辞、當攻鉅鹿、賊故孝廉孫仇等為応、檄到收行軍法、惡止其身、妻子勿坐。昭案檄告令、皆即斬之。	魏書董昭伝	軍政的伝達(軍法の執行等)
③	今拳漢中、蜀人望風、破膽失守、推此而前、蜀可伝檄而定。	魏書劉曄伝	軍政的伝達(非戦による平定)
④	(劉) 放善為書檄、三祖詔命有所招喻、多放所為。	魏書劉放伝	軍政的伝達(招諭)
⑤	乃檄告諭諸羌、為光等所誣誤者原之。能斬賊帥送首者當加封賞。	魏書張既伝	軍政的伝達(諭告・羌に対し)
⑥	太祖並以琳、瑀為司空軍謀祭酒、管記室、軍国書檄、多琳、瑀所作也。	魏書王粲伝	檄文(文体)
⑦	若維以戰克之威、進兵東向、據櫟陽積穀之夷、放兵收降、招納羌胡、東争關、隴、伝檄四郡、此我之所惡也。	魏書陳羣伝	軍政的伝達(紛争の收拾)
⑧	太祖欲遣鍾繇等討張魯、柔諫、以為今猥遣大兵、西有韓遂、馬超、謂為己拳、將相扇動作逆、宜先招集三輔、三輔苟平、漢中可伝檄而定也。	魏書高柔伝	軍事的伝達(反乱の鎮定)
⑨	又並馳布羽檄、称陳形勢、云當西北掩取虜家、然後東行、会誅虜身。檄到、予軍踴躍。	魏書牽招伝	軍事的伝達(形勢の説明)
⑩	会移檄蜀将吏士民曰：(中略)：今鎮西奉辞銜命、攝統戎重、庶弘文告之訓、以濟元元之命、非欲窮武極戰、以快一朝之政、：(後略)	魏書鍾会伝	軍政的伝達(将民への宣布)
⑪	遣塞曹掾史張政等因齋詔書、黃幢、拜飯難升米為檄告喻之。	魏書東夷伝倭人	軍政的伝達(諭告)
⑫	延大怒、儀未發、率所領徑先南帰、所過燒絶閣道。延儀各相表叛逆、一日之中、羽檄交至。	蜀書魏延伝	軍事的伝達(至急の文書)
⑬	永昌既在益州郡之西、道路壅塞、與蜀隔絶、而郡太守改易、凱與府丞蜀郡王伉帥厲吏民、閉境拒闔。關數移檄永昌、称説云云。凱答檄曰：(後略)	蜀書呂凱伝	軍事的伝達(檄と回答)
⑭	延熙七年、魏軍次于興勢、仮禪節、率衆往禦之。光祿大夫来敏至禪許別、求共圍棊。于時羽檄交馳。	蜀書費禪伝	軍事的伝達(軍兵の召集)
⑮	夜至京城下營、試攻驚之、兵皆棄城伝檄備警、謹声動地、頗射外人、權使曉喻乃止。	呉書孫韶伝	軍事的伝達(警戒態勢)
⑯	後羽討樊、留兵将備公安、南郡。蒙上疏曰：(中略)：遂称病篤、權乃露檄召蒙還：	呉書呂蒙伝	軍事的伝達(召喚)
⑰	孤普請諸将、咨問所宜、無適先对、至子布、文表、俱言宜遣使修檄迎之。	呉書呂蒙伝	軍政的伝達(召喚)
⑱	此方諸郡、前後奉事、垂成而敗者、由無外援使其然耳。若北軍臨境、伝檄屬城、：(後略)	呉書周魴伝	軍事的伝達(城に対し)

目的・機能の軍事的伝達は直接的に軍事に関わる場合とし、それ以外の軍事と関連する政治的・行政的内容は軍政的伝達とし、(一)に具体的な状況を示した。

警戒し、公安などに多数の兵を留めていた。これに対し、呂蒙は自分が病気がちであることを理由として、孫権に自分を建業に呼び戻すように願ひ出ると、孫権は露檄によって呂蒙を建業に呼び戻した。<sup>(28)</sup>これには関羽の油断を誘い、荊州に留めている兵を樊城に割かせる目的があったが、ここにみえる露檄とは一般的に封をしない檄と解される。<sup>(29)</sup>このような露檄については『漢書』高帝紀下にみえる高祖十年九月条の「羽檄を以て天下の兵を徴す」という文章の顔師古注に「魏武侯事に云う今辺に警有るは、輒ち露檄に羽を挿せ」とあり、<sup>(30)</sup>国境からの危急の知らせには露檄に羽を挿して、視覚的効果を期したことがわかる。次項でふれる居延漢簡の檄のなかに掲示して衆目にさらすことを想定した露布があるとする見方とも関連し、そうであるならば視覚的効果を期待した命令書であったことになる。

軍隊の召集・徴収および督戦の意味をもつ事例を『三国志』からあげると、呉の孫権が丹陽の混乱を鎮めた後、都であった蘇州に帰った際に、呉の兵を試すために戦いをしかけて驚かせてみたところ、城内の兵はみな城壁の上に出て檄を伝え警戒態勢を整えた。兵士たちがあげる声は大地を鳴り響かせ、城外に向かつて矢を射かけた。孫権が自分であることをわからせて、やっと矢は止んだ、という。<sup>(31)</sup>ここで興味深いのは、兵士たちの間で檄が伝えられていることであり、孫権はこれを含めた臨戦の態勢を試したものと思われる。

劉擘が漢中を攻略した後の曹操に対する献言をあげると、蜀人は状況を感じとり、畏れおののいて守りを備えずにるので、推して前に進めば蜀は檄を伝えるだけで平定できるとある。<sup>(32)</sup>ここでは檄は督戦

ないしは進軍を布令したものであり、それを発することによって軍政的に機能したことがわかる。

また、檄を含む語として羽檄があり、これはすでにふれた史書にみえるように木簡に羽を挿したものとされており、檄の救急性を強調したものとされる。加えて、そのような属性に基づき督戦の機能もっており、その実例をあげよう。羽檄の早い時点での用例としては前漢の高帝（高祖）すなわち劉邦が陳豨の叛乱に際して、「われ羽檄をもって天下の兵を征す」とあるのが知られる。<sup>(33)</sup>

前漢の哀帝につかえた息夫躬が北辺の対策を論じた言のなかに匈奴に乗じて辺境が不安定になった場合にこれに対する者はないとして、軍書が馳せ交じり輻湊し、羽檄が迹を重ねるように次々といたれば、小人・儒臣の徒は心乱れ、目がくらんでなすところを知らず、<sup>(34)</sup>この羽檄も軍事文書の一つであることがわかる。

『三国志』では魏の太和二年（二二八）に護烏丸校尉の田豫が馬邑城で烏丸に包囲された時に、牽招が田豫に羽檄を馳せて布令して、形勢を説明し、西北方に向かい敵の家を襲って略取し、その後には東に行き、会して虜身を誅す、と述べた。檄が到着すると田豫の軍は勇躍した、<sup>(35)</sup>とあり、この羽檄によって軍事的作戦を伝えたことは明らかである。

また、この文章では初出では「羽檄」となっているが、二度目には「檄」とされていることから、檄の種類として羽檄を示している。

檄が書写材料であるか文書であるかについては漢簡の檄に関する諸説のなかで、『後漢書』に銘・碑・弔・表・書などの一種として並列的に記されていることから、文章表現の一種とする見方がある。<sup>(37)</sup>

表にあげた『三國志』における檄および羽檄などの檄を含む語の用例のなかで、魏志倭人伝の檄を送って告諭するという文脈ともっともちかいのが、『三國志』張既伝にみえる檄に関する記述であり、張既は魏光らを羌族に討たせ、「檄して諸羌族を告諭」した際に発せられた檄は督戦ではなく、羌の内訌を誘うための説論として機能しており、その意味では羌族に対する軍政的な文書であるといえよう。

文書としての檄の文章や内容自体は従前知られていた『文選』にみえる例の他に次項でふれる居延漢簡などに多くの例が明らかになっている。正史にみえるものなかでも時代のさかのぼるのは『史記』にみえる張儀の檄である。すなわち、彼が秦の宰相となった時、檄をもって楚の宰相に告げた内容として、かつて張儀が楚の宰相と酒を飲んだ時、楚の宰相の壁を盗んでいないにもかかわらず、張儀を鞭打ったことをあげ、今度は楚の宰相に自分の国を守れといい、張儀が顧みて城を盗むであろう、とあり、檄の内容として記されている。<sup>38)</sup>

いっぽう、『文選』には檄文の例が知られ、そのうち時期がさかのぼる前漢・武帝代の司馬相如の「喻巴蜀檄」では「陛下は使者・有司の彼のごときを思い、不肖愚民の此くの如きを悼む。故に信使を遣わし、百姓に曉諭せしむるに卒を発することをもってし」などとある。<sup>39)</sup> その内容は巴蜀の民に対して、遣わされた中郎將・唐蒙の非道を述べ、それが武帝の上意でなく、徵発に応じた辺郡の士に対して逃亡したり、自害したりすることは節義にもとるとし、忠勤を励んで後世に名を伝え、子孫に封地を残すために勅使を警護する任を全うするように諭し説いている。とくに文末は檄が届いたら、すみやかに県の道々に住む

者たちに下達して、「皆をして陛下の意を諭しめよ」と締めくくっており、<sup>40)</sup> 督戦や戦意高揚ではなく、辺民に対する諭告としての内容であることを端的にしめしている。同じく『文選』にみえる魏の鍾会の「檄蜀文」は文中に「今鎮西、辞を奉り、命を銜み、戎車を撰統し、庶わくは文告の訓を弘め、以て元元の命を齎わんことを」とあり、天子の命を奉じて、兵車を従えて、人民らの命を救うことをねがう、とあるように蜀の將士吏民に対し、彼らが取るべき対応を諭告した内容である。<sup>41)</sup>

時期的に魏志倭人伝に近い檄のうち文章そのものが知られるものとして『後漢書』にみえる王郎（王劉張李彭盧列伝）、隗囂（劉玄劉盆子列伝）、伏隆（伏侯宋蔡馮趙牟韋列伝）および『三國志』の鍾会（魏書王毌丘諸葛鄧鍾伝）、董昭（程郭董劉蔣劉伝）らの檄がある。更始元年（二三）に発した王郎の「移檄州郡」は「制詔」で始まり、末尾に「故に使者を遣わして詔書を班下す」とあり、皇帝の詔勅のような体裁をとっている。王郎は漢の皇帝とは関わりはないが詐って、成帝の子であったが、王莽の篡奪によって雌伏していたなどと正統の後継者であることを僭称し、義兵をあげて「朕」を助ければ皆に封地を裂き、子孫に受け継ぐなどと述べている。<sup>42)</sup> これに対して、後段では多くの人がとが漢王朝を慕い、多くの者たちが翟義（漢王室復興に尽くした）はまだ死んでいないといっていたので、詐って民の希望にそうようにしたと説明している。<sup>43)</sup> 隗囂の「告郡国檄」は天下に逆らう大罪、地に逆らう大罪、人に逆らう大罪の三つの大罪をあげて王莽の罪を天下に喧伝しようとした内容である。<sup>44)</sup> ただし、王莽個人に対する讒難ではなく、



あくまでもその政治に対する糾弾である。また、伏隆の檄は各郡国の招撫を行い、劉秀すなわち後の光武帝に下ることを説いた内容である。<sup>(45)</sup>なお、『三国志』にみえる檄の文章である鍾会の「檄蜀文」についてはすでにふれたとおりである。

以上のような檄を一般的に説明するに際しては『文心雕龍』檄移篇の叙述に求められることが多い。たとえば周の穆王が西征した際に祭公謀父が、古に威計の令あり、文告の辞ありと称したのが檄文の起源であるが、春秋時代になると征伐が周の王ではなく諸侯によって行われるようになり、諸侯らは敵が服従しないことを心配して出兵する際に名分が必要になったので、自軍の威風を強調し、敵軍の昏乱を暴いた、とする。<sup>(46)</sup>檄移篇ではこの後に著名な作者の檄に代表させて、檄の特質として罪状の糾弾や犯罪に対する問責、臣民の説諭、呼びかけや扇動などの属性があり、これによって公開や伝播の効果があると述べる。<sup>(47)</sup>

また、次項にふれる簡牘の檄が簡潔に事実を記した内容であるのに対し、文体としての檄文へと変化にしたがい文章量が増え、後漢末から魏晋代には、陳琳の「為袁紹檄豫州」に典型化されるような長文になるにもない魏晋南北朝には駢儷体が用いられるなど文体として展開し、定型化すると考えられている。<sup>(48)</sup>

このような文体としての檄の典型を綴った陳琳らに対する同時代人の論評として呉質による「答魏太子牋」があり、この数子すなわち陳琳・徐幹・劉楨・応場らは宮中で侍するにはふさわしいが、羽檄がとびかう事態となれば役に立たない、と述べている。<sup>(49)</sup>ここで注目される

のはかつて符や檄の文章で名声をほしいままにした陳琳らに対して、彼らは軍書が届き羽檄が飛びかう事態となればその任に非ず、としている点である。これは実戦に従うことのない陳琳らに対する揶揄であるが、それとともに明らかに陳琳の綴る檄と軍用文書で戦中に用いられる羽檄とは区別されていたのであって、魏晋代においても檄には前述のような機能による区別があったことを伝えている。このことも陳琳らが活躍した後漢末から魏晋代にかけて文体としての檄の展開と変化があったという見方を傍証するものとあろう。

ここまでみてきたように檄は時期によって内容や文体が変化しているが、先行研究を参照し、整理すると史書・文献にみえる檄のなかでも『三国志』に現れる檄（表1）に関しては、1 臣下や軍の召喚・召集・応召、2 行政・軍事・軍政的命令等の伝達（緊急性をもつ場合を含む）、3 政治的あるいは軍事的な諭告、4 督戦・戦意高揚に大別される。以上のような用法・機能の他に、中国の辺境地域で出土した漢代の簡牘のなかには、これらを含む実際の用法が知られる内容があり、次項で本論に関係する知見を瞥見する。

### 三 漢簡の檄

檄に関する実物資料としては漢簡と呼ばれる漢代を中心とした簡牘に多くの実例が知られている。これらについての研究は以下に整理するが、質量的にも檄・檄書などの語が多くみられるのが居延漢簡である。居延漢簡は甘肅省酒泉の東北部の居延烽燧遺跡に関する漢代の簡

牘群であり、漢代における西域統治の実態を明らかにするための史料として知られる。<sup>(51)</sup>

居延漢簡の文章には檄あるいはこれを含む語がしばしばみられ、先学の研究が一定の蓄積をみている。まず、檄そのものの一方の意味としては書写材料の名称であり、簡の形状を示す「両行」「札」と同様の類型に属する名称であるとされ、長い多面体の木簡は檄とみなされている。<sup>(52)</sup>

居延漢簡における檄の語を含む文章の機能と用途についての研究を本論の内容と関連する部分を中心に限定して年代順に摘要していくと、連劭名氏が次の三種の類型に大別されている。一つは軍兵の召集であり、いわゆる召書である。二つめは司法文書であり、官吏の勤務評定や軽微な過失のように、官府の側から責を問い、罰を徴するための文書である。これは軍事文書とは異なり封緘をせずに伝送し、後世には露布と称される。三つめはこれらを含めて臨機に応用される場合で、類型的な機能ではなく、一回性の独自の意味をもつ場合とする。<sup>(53)</sup>

李均明氏は檄を府檄・警檄・行罰檄に分類した。そのうち、府檄は発行した官府が檄を書と呼んだものとし、これは檄書の略称であり、甲居候官が転送する際に檄と称したとする。警檄はいくつかの内容があり、その一つは敵情の陳述であり、敵方が行っている威嚇の厳しさを強調するとする。二つめには烽火や天田などの施設やそれに関わる警備を強化する内容であるとする。三つめには人員の配備と武器や戦闘器具・設備などの配備を包括した内容とする。行罰檄は違法や綱紀に違う行為などを通報し、それらに対する懲罰などであり、官吏の注

意喚起を促し、錯誤の再発を防ぐとする。これらの類例から檄の機能は指令・問責・訓示・処罰・通報など多岐にわたり、その処理に急を要する要件が多いとする。<sup>(54)</sup>

居延漢簡の檄に関してはさきにふれた冨谷至氏が詳細な検討を行っており、これを摘要すると、まず、檄は形態としては多面体の長い簡であり、基本的に露布すなわち提示するための簡牘であり、文書として通送されるもの（檄A）と公開揭示して衆目にさらすもの（檄B）に類別した。<sup>(55)</sup> そのうえで、これまで檄が軍事で用いられたとか、緊急用の警示・訓戒等の内容をもった文書とされてきたが、文書として通送される檄の類型は必ずしも軍事的な鼓舞激励や臣下の召喚などの用途に限定した内容と用法ではなく、檄の機能は多様であり、同じ性格の文書が檄の形態で送られる場合とそうではない場合があるとした。そして二つの類型を総じた檄の特質については、露布の状態で送付され、揭示して衆人が目にすることを想定した木簡であると結論した。その機能については、第一には行政文書の確実なやりとりを各官署に周知し、権力者の威光、命令の徹底を公示することにより、行政の効果を具現化する。第二には文書の送付に隠匿部分や送付形式の変化をもたせることによって、各官署に目睹させることで官吏の操縦、掌握を図る。第三には公開揭示して衆目にさらす檄に特徴的なように公的な内容では民衆に提示することによって威嚇、督励の効果を生み、私的な内容では座右に置き、教訓・自覚・追憶の効果をもつとした。<sup>(56)</sup>

藤田勝久氏は文獻にみえる檄と簡牘の檄を総合的に分析し、史書と通伝の郵書記録および簡牘にみえる檄について、以下のように整理し

ている。1 檄は使者等によって広く吏民に周知させる場合と行政機構のなかで伝達される場合がある。檄は内容を伝達する場合と人を徴召する場合があり、前者では内容を伝達する場合は緊急性と重要性を伴うことがあるが、郵書記録では文書と同様の伝達が多く、また居延漢簡の記載からも文書伝達と同じ規定による時間で伝送されていたことがわかっており、檄の本質は緊急性と重要性ではない。2 檄の内容と用途について、史書では地方政権が敵に投降を促したり、他の諸国王への伝達などの軍事的背景のある場合もあるが、皇帝の意志を太守に下すなどの軍事的内容以外のものもあり、檄は一部に軍事に関する内容を含むが、有事の情報伝達や軍書に限定されない。3 檄は行政機構においても上位と下位の双方向に伝達され、書を檄とすることもあるが、多くは文書と区別されている。漢簡の檄にみえる通伝は文書伝達と同じ手順である。檄の機能は上行文書と下行文書に共通しており、前者は命令や説諭、警告が本質ではなく、政府が官吏を掌握し、威圧する効果に特定されない。4 檄に共通する本質として密封した文書よりも情報の公開性をもち、回覧と公布にもなって口頭を併用して広く周知させる意義があり、「ふれぶみ」としての要素を有する。5 文書の檄の特徴は冊書の封書と区別され、目に触れる状態と予想され、内容を吏卒や吏民に閲覧させ、広く公布する要素をもつ。檄につけられる印は証拠印であり、内容を隠すための封印ではない。「移檄」「檄到」などの用語を含む場合は檄の副本か文書処理の控えである。檄が書写材料か文書かについては、後漢代の記述によって、書などとともに檄があげられ、文章表現の一種であることを示している。6 多面体の觚

の簡牘には文書の檄のほかに召還や派遣に使用する場合がある。7 派遣の内容の檄は到達した地で派遣した人物・日時の照明と照合が必要であり、受信した地で出土する。概して檄の伝達方法と機能として、表面の文書が読める檄は封泥を開かなくても文面がみえる情報の公開性と宛先での回覧と公布があげられている。<sup>(57)</sup>

これらの指摘を本論の内容との関連で整理するならば、とくに以下の点が注目される。檄は可視的な要素があり、檄の特性として、内容の公開性があり、閲覧と公布によって広く周知させることであり、檄の閲覧や公布に口頭での伝示が想定される。このような檄は後漢代の史料に書などと並べて檄があげられていることから、たんに物理的な書写材料にとどまらず文章形式を含む。

以上のような先学の研究で檄の書体の典型とされ、多面体の簡であり、その機能と属性を示す典型としてとりあげられる以下の居延漢簡の事例のなかから、実際の使用実態が知られる内容をあげておく。<sup>(58)</sup>

#### 事例①

a 甲渠鄯候以郵行

府告居延甲渠鄯候、卅井関守丞匡十一月壬辰檄言、居延都田齋夫丁宮祿福男子歆等入関、檄甲午口入到府、匡乙来復檄言(E. P. F 22·151A、図1-1)

b 男子郭長入関、檄丁酉食時到府、皆後宮等到、留遲、記到各推辟界中、定吏主當坐者名、会月晦、有(E. P. F 22·151B、図1-2)

- c 教 建武四年十一月戊戌起府（E. P. F 22・151C、図1—3）  
d 十一月辛丑甲渠守候 告尉謂不侵候長憲等、写移檄到、各推辟界中相付受日時具状、会月廿六日、如府記律令（E. P. F. 22・151D、図1—4）

（長さ約五五、幅二・五cm）

### 事例②

- a 得倉<sup>不</sup>吉兼行丞事、敢告部都尉卒人、詔書清塞下、謹候望、各蓬火、料度可備中、毋遠追為虜所作。書<sup>已</sup>前下。檄到卒人遣尉丞司馬数循行、嚴兵<sup>□</sup>。（12・1A）  
b <sup>□</sup>禁止行者、便戰鬪具、驅逐田牧畜産、毋令居部界中、警備毋為虜所誑利、且課毋状不憂者、効尉丞以下、毋忽如法律令、敢告卒人／掾延年、書佐光給事<sup>□</sup>（12・1C）  
c 都尉事司賜丞登行丞事、謂肩水候官写移嚴到、如太守府嚴肅律令。卒史安世、属渠世、書佐延年。（12・1C）  
d <sup>□</sup>行曹謂<sup>□</sup><sup>□</sup>長充宗、官移移嚴到、警備<sup>□</sup><sup>□</sup>門口毋為所乘<sup>□</sup>毋忽律令。（12・1D）

（長さ四五・二、幅二cm）

①の破城子の建物跡（房屋二二）から出土した簡の内容は井井関守丞の匡が都尉府に檄を送り、丁宮と王散が入関して云々といつてきたが、その檄は二人が都尉府に到着した二日後に遅れて届いた。同じく郭長に関する同様の檄についても到着後二日たって届いた。なぜ遅配

が生じたのかその理由を甲渠候官に問いただし、管轄下の部を調査するよう命じたもの（a、b、c）と、それをうけて甲渠守候が所属の部にその調査を命じた下達文言（d）と釈読されている<sup>59</sup>。

②肩水塞（候官）出土の簡（地点はA33地湾、番号は12—1 ABCD）は端的には張掖太守が肩水都尉府などの部都尉に送られてきた檄であり、内容は以前に出された詔書で塞下を清め、候望を謹み、蓬（烽）火を備えるなど、警備を強化する命令であり、檄が命令書としての役割をもっている<sup>60</sup>。これを肩水候官に檄を用いて写して送付し（c「謂肩水候官、写移檄到」、さらにそれを候官から所轄の部に送った（d「官写移檄到」）ものと解されている<sup>61</sup>。そして、太守府から都尉府、候官、下部の組織へという伝達方法は文書伝達と共通することが指摘されている<sup>62</sup>。

これらの檄の内容は行政的伝達・命令であるが、ここでは内容そのものよりも、双方の檄にみられる「写移檄」の語が注目される。すなわち、これらの檄は写すことよって伝達する機能をもっていることを示し、内容である檄書そのものだけでなく多面体の書写材料としての簡が檄と呼ばれていたことが知られる<sup>63</sup>。

檄の語が記された居延漢簡の多様な内容のうち、官吏の勤務評定や過失のように官府の側から責を問い、罰を徴するための文書のなかでも内容の詳細がわかることから詳細な検討がなされているのが一九七四年に同じく額濟納旗破城子漢代烽燧遺址（甘肅省）で出土した候史広徳坐罪行罰檄簡である<sup>64</sup>。これは木の枝を削った不定形な簡牘で、破城子すなわち甲渠候官址の軍事的防砦である塢の東側にある廢



図1 漢簡の檄 (居延漢簡) の例

1～4は同一個体の側面 1, 2と3, 4は一個体を分割して撮影 (長さ約55 幅約2.5cm)

棄遺構の最下層から出土し、年代は共存した紀年簡によって、宣帝の元康三年(紀元前六三)を下限とすると考えられている。表面には「候史広徳、坐不循行部」「又省官檄書」などの語があることから発見当初から檄として扱われている。長さ約八二センチメートルという長大な木簡であり、記された文字数も多いため、釈文は専論にゆずり、以下に内容を摘記する。具体的な文章は裏面に記されており、そこには候史という官職にあり、別の簡牘から張という姓であったとみられる広徳という人物が監督の責をおうべき六つの燧における施設や備品の不備や欠如について列挙し、これに対して都尉府の大吏が弾劾したという内容であり、候史広徳は職責不執行を逐条的にあげられて、杖五十回の処罰を受けたことが記されている。<sup>(66)</sup>その後、この木簡が罰を公開する一種の告知札のような檄であるという見方も示されている。<sup>(66)</sup>

居延漢簡は甘粛省酒泉の東北部で発見された烽燧遺跡に関する漢代の簡牘群であり、時代的にも地域的にも魏志倭人伝の内容とは隔たるが、中国古代の檄に関する史料として欠くことはできない。これらについて以上のような先学の研究によれば、簡牘として檄は相当に多様な内容と機能をもつことが共通している。本論での考察に資する点に限ると、漢簡にみえる檄の用法や用例としては行政文書や司法文書、軍事的命令などがあり、それらの内容とは別に書写材料の形状としての檄が認識されており、さらには機能によって転写される場合もあるなどの漢簡の檄の特質を先行研究の摘要によって示した。すでにふれたように文学や言語学の研究成果からは、後漢末から三国時代にかけては、陳琳「為袁紹檄豫州」に象徴されるように、文体としての檄文

が展開するとされている。これは、とくに魏志倭人伝の檄に関する日本の研究では文書の形式としての檄と文体としての檄文の認識と理解が混然とした事由であろう。

このような文体としての長文の檄文が展開していく背景として、書写材料の変化があるとみられる。近年の研究では書写材料が簡牘から紙へ変化するのは後漢末期とされ、『三国志』にもそれを示す記述がみられる。たとえば、劉放は檄や書の作成に長け、三祖すなわち武帝・文帝・明帝が詔を下して招諭するに際して劉方が作成したとし、書写材料について、魏の明帝は「黄紙授放作詔」すなわち劉放到黄色の紙を授けて詔を作らせたとある。<sup>(68)</sup>また、呉書陸凱伝所引の『江表伝』に陸凱が孫皓の下した詔書に対する上表文に「臣拜紙詔」すなわち陸凱が紙の詔書を押したとある。<sup>(69)</sup>唐代の類書ではあるが『初学記』には曹操が政務報告を紙の文書で函に封緘することを求めたとある。<sup>(70)</sup>このような記述は詔書の書写材料に紙が用いられた証左となる。ただし、長沙・走馬郎で出土した三国時代の呉代の簡牘によって、行政文書としては簡牘が用いられたことも知られ、簡牘を用いた公文書と簿籍は紙の普及後も消滅せず、簡牘と紙が併用されたとみられる。<sup>(71)</sup>これらの記述と行政文書としての三国時代の走馬楼呉簡などを参照しても、卑弥呼に対する詔書は紙の可能性もあるが、長沙五一広場出土簡を典型とする後漢代後半の檄とみられる簡牘も発見されており、魏志倭人伝にみえる檄が文書としての檄であるとしても書写材料が紙と断定できるわけではない。<sup>(72)</sup>ただし、それとは別の問題として、以上のような漢簡の檄や文体としての檄文の研究を参照することによって、魏志倭人伝

の檄がたんに文体としての檄文として理解されてきたことを指摘した。

#### 四 魏志倭人伝の檄の特質

ここまでみてきたように檄の特質として、従前説かれてきたように軍事的内容や機能だけでないことは明らかであり、また檄が火急を要する際に用いられたとする従前の見方にも疑義を呈することになろう。いっぽうで、近年では漢簡にみえる檄の少なくとも一定の部分については、目睹による可視的な効果を期待されていたことにも言及されている。

これらの点は漢簡に限らず、史書・文献での類例をあげた羽檄の存在からも明らかである。『三国志』にもみえる羽檄は通常の檄に羽を付けて緊急性を付したものであるとされ、これが正鵠を射ているならば、羽毛の付加による視認性の向上が期待されたものであって、檄そのものの効果を強化することを意図したものと考えられ、これによって檄に可視的機能があったことが知られる。加えて、先述のように『三国志』には封をしない檄であり、召還などに関して視覚的効果を期待した命令書である露檄の語もみえる。さらに『三国志』には可視的機能をとさらに強化した羽檄や露檄があることから、檄そのものに一定の目睹の意味があったことが想定される。

これらを踏まえて『三国志』にみえる檄を検討してみると、すでに述べたように臣下や軍の召集・徴集、行政・軍事的命令等の伝達、軍事的救急性をもつ伝達、政治的あるいは軍事的な論告、督戦・論告な

どの文書の檄の機能がみられる。

いっぽう、これまで言及されたことはなかったが、魏志倭人伝の檄の語は「遣塞曹掾史張政等を遣わし、因つて詔書・黄幢を齎（もたら）し、難升米に拝仮せしめ、檄を為りてこれを告諭す」とあるように「為檄」として用いられることが重要である。これは既述の『史記』酷吏列伝の王温舒に「檄を為り、県に告ぐ。趣<sup>すみ</sup>やかに食を具えよ」とあり、『漢書』申屠嘉伝に「檄を為りて、召通す」とあるのと同様の用法である。すなわち前者では地方官府ではなく、盜賊が檄を県に伝えて食料を提供させたが、本来的には地方官府が発するものであることを前提とした用例であり、後者では檄によって鄧通が申屠嘉に召喚されたこととみえ、鄧通は文帝の寵臣であったがために、そのとりなしによって罪を免れることになるが、これらの用例では、政治的上位者が下位者に対して召集ないし召喚する檄について「為檄」と表現されており、魏志倭人伝の難升米に檄を与えた記述と同様の表現であることが注意される。

以上を参照すると魏志倭人伝の記事では魏が倭に対して「為檄告諭之」すなわち檄をもって告諭したのであって、文献やとくに漢簡の例をあげてみたような行政機構を通じた命令等の単なる伝達とは意味を異にする点がある。ただし、それは官府間などで用いられる行政文書や軍事組織の指揮命令に用いられる軍事文書としての伝達機能の延長上に位置すると考えられる。魏志倭人伝の檄に関しても、魏が塞曹掾史張政等を遣わし、難升米を介して倭に対して檄によって告諭する目的・機能があり、この語によって宗主国である魏と朝貢国たる倭の関

係性が顕現することになる。

これまでいわれてきたような陳琳の檄文に象徴される長文による文章の類型としての檄との比較よりも、その目的としてはむしろ行政文書や軍事組織の指揮命令に用いられる軍政文書としての伝達機能の延長にあることに加えて、魏が倭という東夷諸族に対して発していることに魏志倭人伝にみえる檄の外交的意味および同時代的特質がある。

檄の内容そのものに関する記述は魏志倭人伝にはないが、狗奴国との係争に際して発せられているから、軍事的内容を含むことが想定され、ここで論じた檄の属性や機能からも政治・軍事の内容と機能をもつ軍政的文書としての檄であることは確実であろう。魏志倭人伝にみえる檄を既述の用例と比較すると、まず異民族に対して発せられている檄としても、さきあげた前漢・司馬相如の「喻巴蜀檄」にみた辺民に対する諭告としての意味を含むと推定される。また、同時代の檄として状況的に近似した状況で発せられた『三国志』張既伝にみえる張既が麴光らに羌族を討たせ、諸羌族を告諭する際に発せられた檄が督戦ではなく、羌の内訌を誘うための説諭として機能しており、羌族に対する軍政的な内容であることも魏志倭人伝にみえる檄を理解する際の参考となる。同じく魏の鍾会が蜀の將士吏民に対し、彼らが取べき対応を諭告した「檄蜀文」の内容も勘案する必要がある。これらの檄を参照すると、先学によって考察されているように倭国に対する督戦や戦意高揚の内容があったとしても、それにとどまらず東夷の倭という辺民に対して発せられた檄として位置づけるならば、狗奴国との紛争を解決するための諭告や説諭の意味や内容が含まれていたと考

えられる。

さらに漢簡の檄の機能の一つとして、すでにふれたように場合によっては内容を写して下行させることもあり、上位下達の文書の場合、内容としては軍事・政治的な伝達を行うことがあり、少なからず目録による視覚的な効果があると考えられている。これを参照すれば、『三国志』を含む史書・文献にみえる羽檄を含め、魏が倭に対し檄を発することは、書写材料が簡牘であるか紙であるかを問わず、檄の内容の他にそれを発する行為そのものを含めて、倭国の背景にある魏の権威を可視的に示すことによる強制力や抑止力をも期待したのであり、この点において魏の軍事的、政治的な意図が看取される。それは魏が倭人の社会を中華世界の文字文化に基づく政治・行政制度によって対処していることを意味する。

以上の考察の結果を端的に示すならば、魏が倭女王に発した檄は、これまでいわれていたように督戦や戦意高揚とするよりは、魏志倭人伝に「告諭」とあるように狗奴国との紛争に際する倭国に対する諭告の意味や内容が主体と考えられ、かつ書写材料とは別の次元において、檄には可視化と示威の機能が指摘されるように、それを発する行為によって背景にある魏の権威を可視的に示すことによる軍政的な強制力や抑止力を期待したのであり、この点において魏の軍事的、政治的な意図が看取される。



## 結語

本論では魏志倭人伝に魏から倭に対して告諭のために伝達されたたと記された檄に関して、その機能と意味について考察した。以下では考察の内容を摘要することによって、結語にかえることとしたい。

まず、檄に関する研究史を整理することによって、現状における課題を抽出した。それらによると檄は倭国と狗奴国の紛争解決のために詔と檄とともに黄幢をもたらされたのであり、魏は倭国に対して軍事的、政治的な権威を与えたとする見方がなされてきたことを示した。また、これにとどまらず、紛争に際して具体的かつ実際の機能が期待されたのであり、史書等にみえる文書としての軍事に関わる木簡文書とする見方を示すとともに、居延漢簡に代表される西域の辺境の軍事施設から出土した簡牘の檄に対して、実際の軍事文書としての命令を伝える檄の実態が知られており、本論ではこれに関する知見を参照することを示した。

次に史書・文献にみえる檄について用例と用法を参照し、魏志倭人伝の檄を送って告諭するという内容に関して、檄は督戦も含め、敵の内訌を誘うための説諭としての機能があることを例示し、軍政的文書であることを論じた。また、このような機能の特定によって、本来的な檄から転じた文体としての檄文との違いを示した。

これと関連して、居延漢簡に代表される漢代の西域統治に関する簡牘に関する研究を整理し、簡牘として檄は相当に多様な内容と機能を持ち、その研究成果によって、これまで魏志倭人伝の檄がいわゆる檄

文としてのみ理解されてきたことに対する相対的な事例として、漢簡にみえる檄の用法や用例として、行政文書や司法文書、軍事的命令などの典型例をあげ、それらの機能によって転写される場合もあることを紹介した。あわせて物理的機能としては各官署に目睹させることで官吏の操縦、掌握を図り、あるいは公的な内容では民衆に提示することによって威嚇、督励の効果を生み、私的な内容では座右に置き、教訓・自覚・追憶などの効果が期待されているとする知見を示した。

以上の諸研究や知見に立脚し、檄の機能の一つとして上位下達の文書であり、軍事・政治的な伝達を行う場合があり、少なからず目睹による視覚的な効果があるとすれば、魏が倭国に対して檄を発することは、背景にある魏の権威を可視的に示すことによる軍政的な強制力や抑止力を期待したのであり、この点において魏の軍事的、政治的な意図が看取される。それは魏が倭人の社会に中華世界の文字文化に基づく政治・行政制度によって対処していることを意味することを示している。

冒頭で記したように中国史における檄の研究や中国で出土した簡牘としての檄の研究を必要な範囲で多少なりとも消化し、魏志倭人伝研究に活かすことが本論の試図するところである。識者の所見をえて、新たな視野を開きたく思う。

### 〔注〕

(1) 『三国志』卷三〇・魏書三〇・烏丸鮮卑東夷伝第三〇・東夷／倭

其六年、詔賜倭難升米黄幢、付郡假授。其八年、太守王頌到官。倭女王卑弥呼与狗奴国男王卑弥呼素不和、遣倭載斯、烏越等詣郡說相攻

- 撃状。遣塞曹掾史張政等因齋詔書、黃幢、拜飯難升米為檄告諭之。
- (2) 栗原朋信「魏志倭人伝にみえる邪馬台国をめぐる国際関係の一面」『上代対外関係の研究』(吉川弘文館、一九七八年)
- (3) 武光誠編『邪馬台国辞典』(一九八六年、同成社) 七九頁
- (4) 佐伯有清「魏志倭人伝を読む—卑弥呼と倭国内乱—」下(吉川弘文館、二〇〇〇年) 一五四—一五七頁
- (5) 孟古托力「読《三国志・倭人伝》—曹魏と日本列島諸国の往来—」(『黒竜江民族叢刊』二〇〇四年第四期) (中国語文献)
- (6) この問題に対する整理は、沈仁安「魏国と邪馬台国使節往来考」(前掲)を参照。
- (7) 漢語大字典編集委員会編『漢語大字典』第二卷(四川辞書出版社・湖北辞書出版社、一九八七年) (中国語文献) 一三〇三—一三〇四頁
- (8) 劉峨「論檄与移、露布、難的関係」(『安慶師範学院学報』(社会科学版) 三〇—三二、二〇一一年) (中国語文献)
- (9) 王晓静「漢魏六朝檄、体文綜述」(『萍鄉高等専科学学校学報』二〇〇五年第二期) (中国語文献)
- 李振松「中国古代檄文簡論」(『宿州教育学院学報』一〇—四、二〇〇七年) (中国語文献)
- (10) 尹韵公「三国時代与新聞信息傳播」(『中国文化研究』一五、一九九七年) (中国語文献)
- (11) 宋雪玲「論漢晋檄文文体功能演變及其定型—從劉勰論檄文文体功能之得失談起」(『浙江学刊』二〇一四年第四期) (中国語文献)
- (12) 楊榕「從《文心雕龍》看檄文文体特征」(『河北經濟大学学报』(綜合版) 一一—一二、二〇一一年) (中国語文献)
- (13) 林瑜洁「三国時期軍事文书初探」(『文教資料』二〇一二年第二六期) (中国語文献)
- (14) 王晓静「漢魏六朝檄、体文綜述」(前掲注(9))  
李振松「中国古代檄文簡論」(『宿州教育学院学報』二〇〇七年第四期) (中国語文献)
- 劉峨「論檄文的文体特点」(『淮北師範大学学报』(哲学社会科学版) 二〇一二年第二期) (中国語文献)
- 張悦「略論檄、的特点及《文選》文体分類的欠陷」(『內蒙古農業大学学报』(社会科学版) 二〇一二年第四期) (中国語文献)
- (15) 連劭名「西域木簡中的記与檄」(『文物春秋』一九八九年第一期) (中国語文献)
- (16) 『釈名』 釈所契  
檄、激也、下官所以激迎其上之書文也。
- (17) 『漢書』 卷一下・高帝劉邦紀第一下/十年九月  
吾以羽檄徵天下兵、未有至者、今計唯独邯鄲中兵耳。
- (18) 『漢書』 卷一下・高帝劉邦紀第一下/十年九月 顏師古注  
師古曰檄者、以木簡為書、長尺二寸、用徵召也。其有急事、則加以鳥羽插之、示速疾也。
- (19) 『後漢書』 光武帝・劉秀紀第一上/更始二年  
二年正月、光武以王郎新盛、乃北徇薊。王郎移檄購光武十万户、而故広陽王子劉接起兵薊中以応郎、城内擾乱、輒相驚恐、言邯鄲使者方到、二千石以下皆出迎。
- (20) 『後漢書』 光武帝・劉秀紀第一上/更始二年 李賢注  
説文曰檄以木簡為書、長尺二寸。謂之檄、以徵召也。…(中略)…魏武奏事曰若有急、即插以鷄羽、謂之羽檄。
- (21) ただし、檄の長さについては二尺とすることも含めて別に検討がなされている。
- 富谷至「第三章 檄書攷—視覚簡牘の展開—」『文書行政の漢帝国』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)
- (22) 劉峨「論檄与移、露布、難的関係」(前掲注(8))
- (23) 福井佳夫「檄文のジャンル—陳琳の作を中心に—」『六朝文体論』(汲古書院、二〇一四年)
- (24) 曇艶「論古代文書、檄、的發展演變」(『弁巧公室業務』二〇一五年第二期) (中国語文献)
- (25) 同じ列伝でも、異なる文脈で用いられた場合は別に扱ったので表では一八の記事とした。

(26) 『漢書』卷四二・張周趙任申屠伝第一二・申屠嘉  
罷朝坐府中、嘉為檄召通詣丞相府、不來、且斬通。

(27) 『史記』卷二二一・酷吏列伝第六二・王温舒  
自温舒等以惡為治、而郡守、都尉、諸侯、二千石欲為治者、其治大抵尽

放温舒、而吏民益輕犯法、盜賊滋起。：(中略)：大群至數千人、擅  
自号、攻城邑、取庫兵、积死罪、縛辱郡太守、都尉、殺二千石、為檄  
告異趣具食。

(28) 『三國志』卷五四・吳書九・周瑜魯肅呂蒙伝第九・呂蒙

羽聞之、必撤備兵、尽赴襄陽。大軍浮江、昼夜馳上、襲其空虚、則南  
郡可下、而羽可禽也。遂称病篤、權乃露檄召蒙還、陰與圖計。

(29) 王湘江「漫話鳩毛信」(『軍事歴史』一九九二年第二期)〔中国語文献〕

(30) 『漢書』卷一下・高帝劉邦・紀第一下／十年九月 顔師古注  
魏武奏事云今辺有警、輒露檄插羽。

(31) 『三國志』卷五一・吳書六・宗室伝第六・孫韶

權聞乱、從椒丘還、過定丹楊、引軍歸吳。夜至京城下營、試攻驚之、  
兵皆乘城伝檄備警、謹声動地、頗射外人、權使曉諭乃止。

(32) 『三國志』卷一四・魏書一四・程郭董劉蔣劉伝・劉曄

漢中遂平。曄進曰：(中略)：今拳漢中、蜀人望風、破膽失守、推此  
而前、蜀可伝檄而定。：(後略)

(33) 『史記』卷九三・韓信盧綰列伝第三三／陳豨

陳豨反、邯鄲以北皆豨有、吾以羽檄徵天下兵、未有至者、今唯独邯鄲  
中兵耳。

『漢書』卷一下・高帝劉邦紀第一下／十年

上曰非汝所知。陳豨反、趙代地皆豨有。吾以羽檄徵天下兵、未有至  
者、今計唯独邯鄲中兵耳。

(34) 『漢書』卷四五・蒯伍江息夫伝第一五・息夫躬

軍書交馳而輻湊、羽檄重迹而押至、小夫慳臣之徒憤既不知所為、(後  
略)

(35) 『三國志』卷二六・魏書二六・滿田牽郭伝第二六・牽招

又並馳布羽檄、称陳形勢、云當西北掩取虜家、然後東行、会誅虜身。

檄到、豫軍踴躍。

(36) 『後漢書』皇甫張段列伝第五五・皇甫規

所著賦、銘、碑、讚、禱文、甲、章表、教令、書、檄、牋記、凡二十七  
篇。

『後漢書』鄭孔荀列伝第六〇・孔融

所著詩、頌、碑文、論議、六言、策文、表、檄、教令、書記凡二十五  
篇。文帝以習有樂布之節、加中散大夫。

『後漢書』文苑列伝第七〇下・張超

靈帝時、從車騎將軍朱儁征黃巾、為別部司馬。著賦、頌、碑文、薦、  
檄、牋、書、詔文、嘲、凡十九篇。

(37) 藤田勝久「漢代檄の伝達方法と機能」(『文書と口頭伝達』『中国古代国家  
と情報伝達』秦漢簡牘の研究)〔汲古書院、二〇一六年〕〔初出は

三二、二〇一二年〕

(38) 『史記』卷七〇・張儀列伝第一〇・張儀

張儀既相秦、為文檄告楚相曰始吾從若飲、我不盜而璧、若答我。若善  
守汝国、我顧且盜而城。

(39) 『文選』卷四四・檄／喻巴蜀檄

陛下患使者有司之若彼、悼不肖愚民之如此、故遣信使、曉諭百姓以發  
卒之事。

(40) 『文選』卷四四・檄／檄蜀文

檄到、亟下泉道、使咸諭陛下之意、無忽。

(41) 『文選』卷四四・檄／告郡国檄

今鎮西秦辭銜命、攝統戎車、庶弘文告之訓、以濟元元之命。

(42) 『後漢書』王劉張李彭盧列伝・王昌

移檄州郡制日詔部刺史、郡太守日朕孝成皇帝子子輿者也。：(中略)  
：昔遭趙氏之禍、因以王莽篡殺、頼知命者將護朕躬、解形河濱。：(中  
略)：諸興義兵、咸以助朕、皆當裂土享祚子孫。：(中略)：朕甚悼  
焉、故遣使者班下詔書。

(43) 『後漢書』王劉張李彭盧列伝・王昌

郎以百姓思漢、既多言翟義不死、故詐称之、以從人望。

- (44) 『後漢書』 隗囂公孫述列伝・陳豎  
昔秦始皇毀壞諡法、以一二数欲至万世、而莽下三万六千歳之歴、言身當尽此度。循亡秦之軌、推無窮之数。是其逆天之大罪也。分裂郡国、断截地絡。田为王田、売買不得。規錮山沢、奪民本業。造起九廟、窮土作。発冢河東、攻劫丘壟。此其逆地之大罪也。：(中略)：使四境之外、並入為害、縁辺之郡、江海之瀕、滌地無類。故攻戰之所敗、苛法之所陷、飢饉之所夭、疾疫之所及、以万万計。其死者則露屍不掩、生者則奔亡流散、幼孤婦女、流離係虜。此其逆人之一大罪也。
- (45) 『後漢書』 伏侯宋蔡馮趙牟韋列伝・伏湛子隆  
降移檄告曰乃者、猾臣王莽、殺帝盜位。宗室興兵、除乱誅莽、故群下推立聖公、以主宗廟：(中略)：今虎牙大將軍屯營十萬、已拔睢陽、劉永奔迸、家已族矣。此諸君所聞也。不先自鬪、後悔何及。
- (46) 『文心雕龍』 檄移篇  
至周穆西征、祭公謀父称古有威讓之令、令有文告之辭、即檄之本源也。及春秋征伐、自諸侯出、懼敵弗服、故兵出須名。振此威風、暴彼昏乱。
- (47) 『文心雕龍』 檄移篇で述べる檄の特質に関しては下記論考を参照。  
褚斌木著、福井佳夫訳『中国の文章・ジャンルによる文学史』(汲古書院、二〇〇四年)二〇八～二二五頁  
張昶『《文心雕龍・檄移》弁疑』(『語文学刊』二〇〇七年第五期)〔中国語文獻〕
- 劉睿「從《文心雕龍・檄移》看劉勰的軍事思想」(『濰坊教育学院学报』二〇一〇年第二期)〔中国語文獻〕など。
- (48) 楊榕「從《文心雕龍》看檄文文体特征」(『河北経貿大学学报(総合版)』一一―一二、二〇一一年)〔中国語文獻〕  
劉峨「論檄文的文体特点」(前掲注(14))  
吳愷嘉「三国檄文初探」(『文教資料』六六八、二〇一四年)〔中国語文獻〕など。
- (49) 『文選』 卷四〇・彈事 賤奏記／答魏太子牋  
凡此教子、於雍容侍從、実其人也。若乃辺境有虞、群下鼎沸、軍書輻
- (50) 劉峨「論檄与移、露布、難的関係」(前掲注(8))、林瑜洁「三国時期軍事文書初探」(前掲注(13))、富谷至「第三章 檄書攷—視覚簡牘の展開」(前掲注(21))、曇艶「論古代文書『檄』的發展演變」(前掲注(23))、藤田勝久「漢代檄の伝達方法と機能—文書と口頭伝達」(前掲注(37))など。次項で整理した漢簡についての諸研究も参照した。
- (51) 居延漢簡の研究史については近年の整理がある。  
野口優「漢代西北辺境の研究—居延漢簡と京都大学」(二〇一五年度京都大学南京大学社会学人類学若手ワークショップ 東アジア若手人文社会科学研究者ワークショップ報告論文集)〔京都大学アジア研究教育ユニット、二〇一六年〕
- (52) 連劭名「西域木簡中的記与檄」(『文物春秋』一九八九年第一期)〔中国語文獻〕  
鷹取祐司「漢簡所見文書考—書・檄・記・符—」(角谷常子「簡牘の形状における意味」富谷至編『辺境出土木簡の研究』(朋友書店、二〇〇三年)
- (53) 連劭名「西域木簡中的記与檄」(『文物春秋』一九八九年第一期)〔中国語文獻〕
- (54) 李均明「秦漢簡牘文書分類輯解」(文物出版社、二〇〇九年)一〇三—一〇七頁〔中国語文獻〕
- (55) ただし、漢簡の檄の形態全般では、本文でふれた枝を削った不定形な檄やそれ以外にも多面体以外の簡牘も指摘されており、形態については今後の検討におうところが大きい。  
鄔文玲「漢簡中所見『合檄』試探」(吳榮會・汪桂海編『簡牘与古代史研究』(北京大學出版社、二〇一二年)〔中国語文獻〕  
何佳・黃朴華「東漢簡・合檄の封緘方式試探」(『齊魯学刊』二〇一三年第四期)〔中国語文獻〕  
角谷常子「木簡使用の変遷と意味」(角谷常子編『東アジア木簡学のために』(汲古書院、二〇一四年)
- (56) 富谷至「第三章 檄書攷—視覚簡牘の展開」(前掲注(21))

(57) 藤田勝久「漢代檄の伝達方法と機能…文書と口頭伝達」(前掲注(37))  
(58) 事例①②の積字は下記の報告書、データベースによった。

①甘肃省博物館・文物研究所・社会科学院歴史研究書『居延新簡…甲渠候官』上(中華書局、一九九四年)〔中国語文献〕二二四～二二五頁、図版は下・四九九～五〇〇

※図1の出典

②中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡…甲乙編』下冊(中華書局、一九八〇年)〔中国語文献〕八頁、図版は上冊図版一八三  
なお、積字の■は封泥、□は未積文字、□は字数不明の未積文字を示す。

②中央研究院歴史語言研究所作成のデータベース『漢代簡牘數位典藏』

(59) 富谷至「第三章 檄書致―視覚簡牘の展開」(前掲注(55))

(60) 大庭脩「第五章 檄書の復原」『漢簡研究』(同朋舎出版、一九九二年)

(61) 富谷至「第三章 檄書致―視覚簡牘の展開」(前掲注(55))

(62) 藤田勝久「漢代檄の伝達方法と機能…文書と口頭伝達」(前掲注(50))

(63) 富谷至「第三章 檄書致―視覚簡牘の展開」(前掲注(55))

(64) 甘肅居延漢簡整理小組「居延漢簡『候史広徳坐罪行罰檄』」(『文物』一九七九年第一期)〔中国語文献〕

(65) 徐元邦・曹延尊「居延出土的『候史広徳坐不循行部』檄」(『考古』一九七九年第二期)〔中国語文献〕

永田英正「候史広徳坐行罰」檄について―兼ねて候史の職掌を論ず―

『漢代史研究』(汲古書院、二〇一八年)〔初出は一九九〇年〕など。

(66) 富谷至「第三章 檄書致―視覚簡牘の展開」(前掲注(49))

(67) 『三國志』卷一四・魏書一四・程郭董劉蔣劉伝第一四・劉放

放善為書檄、三祖詔命有所招諭、多放所為。

(68) 『三國志』卷一四・魏書一四・程郭董劉蔣劉伝第一四・劉放

帝納其言、即以黃紙授放作詔。

(69) 『三國志』卷六一・呉書一六・潘潛陸凱伝第一六・陸凱 裴松之注所引

『江表伝』

臣拜紙詔、伏読一周、不覚氣結於胸、而涕泣雨集也。

(70) 『初學記』卷二一・文部

魏武令曰自今諸掾屬侍中別駕、常以月朔各進得失、紙書函封。

(71) 以上の後漢末期から三國時代にかけての書写材料の変化および史書・

文献の例については下記を参照した。

劉光裕「紙簡併用行」(『続三』)〔『編集之友』一九九八年第六期)〔中国語文献〕

榎山明「簡牘・縑帛・紙―中国古代における書写材料の変遷―」榎

山明・佐藤信編『文献と遺物の境界』(六一書房、二〇一一年)

なお、楼蘭出土文字資料の書写材料の検討によって、三・四世紀には書

籍は紙に代わるが、行政文書は簡牘が残る実態が示され、簡牘から紙

への変化が跡づけられており、参考になる。

富谷至「3世紀から4世紀にかけての書写材料の変遷―楼蘭出土文字

資料を中心に―」富谷至編『流沙出土の文字資料―楼蘭・尼雅文書を

中心に―』(京都大学学術出版会、二〇〇一年)

(72) 角谷常子「木簡使用の変遷と意味」角谷常子編『東アジア木簡学のた

めに』(前掲注(54))

何佳・黄朴華「東漢簡・合檄・封緘方式試探」(前掲注(54))

李蘭芳「長沙五一広場出土J1③…二八五号簡牘再釈」(『簡牘学研究』

二〇一八年版)〔中国語文献〕など。

(73) 近年では紙の詔書が通行するのは西晋とする言説があり(陳静、ま

た、戸籍は東晋からであり、簡牘から紙への変化を律令による行政へ

の以降と関連づける見方(富谷至)が示されている。

陳静「詔書の以紙代簡過程―兼論『板詔書』的出現及応用」(『済南大

学学報』一〇―一、二〇〇〇年)〔中国語文献〕

富谷至「漢から晋へ―簡牘から紙」『木簡・竹簡の語る中国古代…初期

の文化史(増補新版)』(岩波書店、二〇一四年)

(もんだ せい いち 歴史文化学科)

二〇一九年十一月十二日受理